

中村学園大学アニマルセンター災害対策要領

平成26年12月1日

制定

1. 総則

- (1) この要領は、中村学園大学アニマルセンターにおいて火災、地震、その他の自然災害や人為的災害等が発生した場合、または予知される場合に対処するための災害対策について必要事項を定め、災害防止に努めるとともに、災害時には迅速かつ適切な対策を講じることにより被害の軽減を図り、災害の円滑な復旧を行うために必要な事項を定める。特に、動物資源の保護ならびに環境への影響防止のため、災害発生時にはアニマルセンター長(以下、センター長という)、アニマルセンター管理主任(以下、管理主任という)の指揮下で対応を行う。
- (2) 本要領は、「中村学園大学(含む短期大学部)危機管理計画」に準拠する。
- (3) 本要領は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部教職員、アニマルセンター職員およびアニマルセンターに出入りするすべての者に適用する。

2. 災害時の初期対策

- (1) 災害が発生した場合、危機的事象を察知、またはその通報を受けた者(以下、第一発見者)は、アニマルセンター管理室(以下、管理室という)へ連絡し、夜間・休日は警備員(受付)へ連絡する(内線電話が使用不能な場合は、直接赴き連絡を行う)。
- (2) 災害発生時には身体の安全を確保し、避難することを原則とするが、災害規模が小さければ初期消火や動物の収容状況の確認等を行う。
- (3) 動物への対応
 - ア 動物は直ちにケージに収容し、ケージを飼育室内の飼育棚に戻す。
 - イ 上記の対応ができない場合は、ケージを床に置く。
 - ウ 災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないように心がける。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。
- (4) 運転中の機器への対応
 - ア 運転を緊急停止する。
 - イ ボイラー、オートクレーブ滅菌装置等は直ちに緊急停止ボタンを押して機械を停止させ、電源を切る。
 - ウ 可能であれば、オートクレーブの蒸気バルブを閉栓する。
- (5) 使用中の薬品への対応

ア 落下しないように床に置く等の対処をする。

イ 引火性・爆発性のある薬品については福岡市火災予防条例が定める方法に従う。

(6) 使用中のガス・電気・水道・蒸気への対応

直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

(7) 飼育室・実験室からの避難

避難時には動物が逃亡しないよう扉を閉める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3. 異常発生時の連絡先(緊急連絡網)

センター長	内線256(栄養科学部 教授 古賀 信幸)
管理室(管理主任)	内線242、外線(092)851—6753
庶務課	内線201、外線(092)851—2559
管財課	内線215、外線(092)851—6769
教育研究支援課	内線505、外線(092)851—5579
夜間・休日の連絡先(警備員)	内線213、外線(092)851—2589

4. 災害時における情報伝達・連絡体制

(1) 災害発生時の通報・教職員への連絡

ア 第一発見者は、直ちにアニマルセンター内に大声で事態を知らせ、管理室に連絡する。その後管理室から庶務課、管財課および教育研究支援課に連絡する(内線電話が使用不能な場合は、直接赴き連絡を行う)。夜間・休日の場合、第一発見者は、警備員(受付)に連絡する。

イ 管理室は、庶務課、管財課、教育研究支援課に連絡後、災害の状況を確認し、センター長に連絡する。

ウ センター長の指示に従って分担して各飼育室等に大声で知らせる。センター長が不在の場合は管理主任の指示に従う。

エ センター長(不在の場合は管理主任)は災害の状況を確認し、庶務課、管財課、教育研究支援課に報告する。

(2) 救出あるいは初期消火活動

災害の程度が軽い場合には、センター長等の指示に従い、逃げ遅れた者の救出および初期消火活動等を行う。

(3) 教職員・利用者の安否の確認

アニマルセンター利用者や教職員の安否を確認する。

(4) アニマルセンター外への避難

ア 管理室前扉、近くの非常口あるいは階段を使用して避難する。

イ 避難時には、動物が逃亡しないよう扉や窓を閉める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(5) アニマルセンター職員への状況報告

後日、実験中の動物に対する対応および避難経路について報告する。

(6) アニマルセンター職員の対応

ア センター長の指示に従ってアニマルセンター職員の安否・出勤の可否について職員同士で確認する。

イ 夜間・休日の場合でも、アニマルセンター職員は出勤する。出勤できない場合は、センター長に連絡する。アニマルセンターに入室できない場合は指定場所で待機する。

5. 復旧作業

(1) センター長は、アニマルセンター全体の被害状況の概要を把握する。

(2) センター長は、アニマルセンターに緊急対策室(被害に応じて管理室や教員室等)を設け、アニマルセンター職員の安否、出勤の可否などを確認した後、出勤してきた職員からの聞き取りにより具体的な被害状況を把握し復旧行動計画を練る。また、被害状況などを大学の緊急対策本部にも報告する。アニマルセンター運営委員および実験動物委員の中で、緊急対策室で活動できる者がいれば、協力を仰ぐ。

(3) アニマルセンター全体の被害状況の調査は2名1組になり、ヘルメット等の安全装備の上、懐中電灯を持ってそれぞれの飼育室等を中心に行う。被害状況の確認後、その都度緊急対策室に連絡し、以後の対策方法の指示を待って行動する。

(4) 災害後の機器の点検

ア 建物の安全確認後、各機器を点検し正常に作動するか確認する。正常運転不能な場合は、修理等の手配を行う。

イ 各実施者が所有している機器を点検し、正常運転が不能な場合はアニマルセンター外に持ち出す。

ウ 施設内の整備等の理由により、アニマルセンターが機器の持ち出しを要請した場合、所有者は速やかに研究室に持ち帰る。

(5) 点検項目

ア 飼育室：飼育室内の動物の脱走の有無、飼育ラックの移動や転倒、水漏れや給水排水装置の異常などを確認する。異常時には緊急措置として逃亡動物の飼育室外での逃

亡防止策を講ずる。

イ 実験室：実験機器の異常の有無と、薬品保管庫内の試薬ビンの転倒、破損の有無を確認する。

ウ 倉庫：消毒や薬品、器材の転倒破損状況、飼料、床敷の保管状況などの確認を行う。

エ アニマルセンターの外観、空調設備などの建物構造：管財課と綿密に連絡を取りあって被害状況を把握する。

(6) 緊急対応策

ア 対応策をセンター長および緊急対策室で協議する。

イ 建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、逃亡動物の収容・選別(やむをえない場合は安楽死処置)、給餌・給水体制の確立、動物屍体の処置、飼育室や実験室の清掃・消毒処置など、順次緊急を要するものから復旧作業に取りかかる。

ウ 災害の規模が大きく、全動物を適正に維持することが困難とされた場合、動物実験実施者が実験動物を安楽死させる。

エ 建物、空調設備などの被害に関しては、管財課との連絡を綿密に取りあって、協力して対応にあたる。

(7) 災害発生時、センター長は、下記事項を速やかに学長および関係部署に報告する。

また、必要に応じ、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課ならびに公私立大学実験動物施設協議会会長校に連絡する。

ア 人身事故の有無

イ 動物への被害

ウ 建物・設備などの被害

エ ライフラインの状態

オ 物的・人的応援の必要性

カ その他

(8) その他

ア 夜間にアニマルセンターを使用する場合は、停電を想定して懐中電灯等を用意する。

イ 各自で必要と考えられる措置を実施し、後日アニマルセンターに連絡する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。